

川場村第4次総合計画

(案)

平成27年度～平成36年度

川 場 村

川場村第4次総合計画【自主自立を継続するために】

目 次

第1編 計画の条件と課題“計画策定の意義”	21. 文化の保存・継承・・・・・・・・・・53
はじめに・・・・・・・・・・1	用語解説・・・・・・・・・・55
1. 計画策定の必要性・・・・・・・・・・1	
2. 計画の期間と構成・・・・・・・・・・4	
3. 川場村の概況・・・・・・・・・・5	
第2編 基本構想【村政の目指すべき将来】	
1. 川場村の将来像・・・・・・・・・・12	
2. 村づくりの目標・・・・・・・・・・12	
3. 土地利用の目標・・・・・・・・・・14	
4. 村の主要指標・・・・・・・・・・15	
第3編 基本計画 村づくりの施策	
1. 行政改革・・・・・・・・・・16	
2. 防災と交通・・・・・・・・・・18	
3. 議会と民意・・・・・・・・・・19	
4. 広域行政の推進・・・・・・・・・・20	
5. 有害鳥獣被害対策の推進・・・・・・・・・・21	
6. 森林との共存・・・・・・・・・・23	
7. 新エネルギー・省エネルギーへの対策 ・・・・・・・・・・25	
8. 田園環境の保全・・・・・・・・・・27	
9. 交流事業・・・・・・・・・・29	
10. 優良農産物の生産と販売戦略・・・・・・・・・・32	
11. 農業の環境整備と田園回帰・・・・・・・・・・35	
12. 観光業の活性化・・・・・・・・・・37	
13. 情報ネットワークの充実・・・・・・・・・・40	
14. 産業の育成・・・・・・・・・・42	
15. 心身共に健やかな生活・・・・・・・・・・43	
16. 福祉事業の充実・・・・・・・・・・45	
17. 道路網の整備・維持管理・・・・・・・・・・47	
18. 上下水道の整備・維持管理・・・・・・・・・・48	
19. ふれあい河川の整備・・・・・・・・・・49	
20. 教育の充実・・・・・・・・・・50	

川場村第4次総合計画（案）

【自主自立を継続するために】

第1編 計画の条件と課題“計画策定の意義”

はじめに

本村は、昭和60年の第1次総合計画において「豊かな活力ある村づくり」を基本目標として以来、平成7年の第2次総合計画「交流の村づくり」、平成17年の第3次総合計画「自立する川場村の形成」を掲げ、どちらかといえばハード事業に力を注いで展開してきた。その中で最大の事業は東京都世田谷区との「交流縁組協定」を締結し、両自治体による「ふるさとづくり」を展開し、ふじやまビレジ・なかのビレジあるいは田園プラザをはじめ、関連する施設整備に力を注ぐとともに、農業を中心とした基盤整備を進め、村民の暮らしと生業にかかるハード事業を進めてきた。その結果、交流事業を優先とする観光＋農業による村づくりが発展してきている。

ところで、近年の社会情勢は、急速なグローバル化の中で、世界経済の長期にわたる不安情勢を反映して、わが国の経済も国家財政の縮小とともに長期的な低成長期に入っている。また、経済成長が促した利便性豊かな高度な物質文明社会は、地球レベルの環境問題の高まりとともに大きく転換することとなり、自然資本と調和した循環型社会の構築が求められるようになってきた。こうした中で今までとは異なって、「量」より「質」を重んじる村づくりを進めることが課題となってきた。それは、ソフト系の事業（情報システム開発、知的資産・知的財産の戦略・開発、観光産業システム開発、教育システム開発等）に力を入れるとともに、自主自立の自治を構築する総合計画への転換ということになる。なお、これらに関連するハード事業は、本村のグローバルブランドの強化と産業・雇用創出に直結するため必要になるものである。

そこで第4次総合計画は、総合計画策定に係る村民による専門部会を各分野に設け、これまでの総合計画を見直すとともに、平成36年までを目指した村民による総合計画を樹立するものである。

1. 計画策定の必要性

総合計画は長期にわたる本村の総合的かつ計画的な行政の運営指針であり、川場村総合計画はその基本理念に基づき策定するものである。

（1）村づくり「第4段階」の発展を期して

第1段階（昭和60年度～平成6年度）

「豊かで活力ある村づくり」を目指して推進された。

第2段階（平成7年度～16年度）

第1段階の拡大発展を期し「交流の村づくり」が推進された。

その結果、過疎地域からの脱却を実現し計画期間を終了した。（本村は昭和46年に過疎地域の指定を受け平成11年度末で指定解除された。その間29年間にわたり過疎対策事業が実施され、本村の村づくりの原動力となった。）

第3段階（平成17年度～26年度）

近年の地方分権の推進、国・地方ともに財政の硬直化などにより平成の大合併が進行する中、本村は「自主自立」の道を選択した。

住民自治の確立により「自立する川場村の形成」を目指すこととした。

第4段階（平成27年度～36年度）

第3期までで道の駅川場田園プラザ（以下、田園プラザとする。）を始めとするハード系の設備はおおよそ完了した。第4期においては、国をはじめ地方自治体においても全国的に厳しい財政状況が見込まれる中で、地方創生施策を考慮しながら、ソフト系の事業にシフトし、限られた予算規模で最大限の効果を生み出せるように事業の精査・展開が必要となる。

ソフト事業とは、一般的に『知』を指す人間活動の総称である。ハードの整備が充実し、ソフト事業に比重を傾けるに当たり、これまで以上に高度な専門性と連携体制が不可欠になる。そのため、村外との一層の産官学連携の構築が必要である。

また、確実に進んでいる人口減少に歯止めをかけるべく、村民が安心して生活するために交流自治体との連携を進化させ、住環境の整備、教育環境の整備、生活支援策や雇用施策の充実等に集中して取り組み、豊かな循環型社会を形成する。

（2）環境条件の変化

今日まで、長い期間にわたって議論が繰り返されている「道州制※」が、近い将来具体化される可能性がある。道州制が導入された場合には、現状では予想が難しい環境の変化が生じるおそれがあり、どんな状況下になっても住民の安定した生活を守るべく、対策を講じておく必要がある。具体的には、進む少子高齢化や経済社会のグローバル化の中で、自立した川場自治と強靱な土地管理さらには豊かなコミュニティを形成する必要がある。

（3）財政事情の制約への対応

本村では昭和46年より過疎地域に指定され、以来33年間過疎債や補助の嵩上げなどにより国、県より優遇された財政支援を受けてきた。平成12年に過疎指定から外れ激減緩和措置も平成16年を持って終了した。その後、平成の大合併の

最中において、本村は自主自立の道を選択し、今日に至っている。

一方、今日、わが国の財政は、負債総額が 1,000 兆円を超える等、国・地方ともに非常に厳しい財政状況に陥っているが、平成 24 年 12 月からの政府の施策により景気回復の兆候がやや見られるようになってきている。ただし、前述したとおり地方の自治体においては、より厳しい財政状況であることに変わりはなく、特に、本村においては景気回復を実感できていない状況にある。

平成 26 年 4 月より消費税が平成 9 年以来の増税となる 8 %に引き上げられ、税収増が見込まれてはいるが、多くの国民への負担感は増している状況である。加えて平成 29 年 4 月からさらに増税となる 10%への引き上げが予定されている。そのことによって、税収の増額が見込まれるところではあるが、住民により多くの負担を背負ってもらっての増額であることから、これまで以上に慎重かつ健全な予算編成、財政運営を行っていく必要がある。

(4) ソフト事業の特徴と注意点

ソフト事業の本質は、『付加価値を高めて、経済性を高めること』である。

第 4 次総合計画で掲げているソフト事業の強化を念頭に、現代社会のグローバル化の背景を踏まえ、自主自立でブランド力のある川場村であり続けるための要点と注意点は次のように整理することができる。

① グローバル化による日本経済及び社会の変化への適応戦略の必要性

- ・ グローバル化によって、人やもの、資本の流れは世界規模になり、ターゲットも国内に加えて海外も視野に入れていく必要がある。様々な産業があるが、特に観光産業は、グローバル化した社会・経済の中でも、とりわけ大きな市場の発展につながる可能性がある。観光の経済効果の重要性は、これまでの川場村の基本政策である「農業＋観光」で実証してきた通りである。
- ・ 『国内向けの観光戦略や対応システム』と『海外の観光戦略や対応システム』の構築（『評価基準や要求、満足度の尺度、価値観や世界観など』の『文化の相違点』を重視、文章等の『情報そのものの高付加価値化』を実現する。）を図る。
- ・ 村民に対する新たな地域教育システムの構築とソフト事業に不可欠な技術や能力開発を図る。
- ・ 大学等との新たな質と方向性を有する連携体制の構築を検討する。

② 川場村のブランド戦略の策定：選択と集中による重点投資分野の検討

- ・ 地方自治体は生き残りをかけて、地域の強みや独自性を極限まで高めていく取り組みが必要である。
- ・ 平成 27 年以降の地方創生政策により、地域の生き残りをかけた取り組みを行う可能性がある。
- ・ 川場ブランドの構築（川場村にしかない武器や強み、魅力などを他の自治体と比較

しながら説明し、発信することによる差別化を図る。)を図る。

③川場村村民の産官学連携スキルの習得と教育・能力開発手法の開発

- ・川場村の財産（ハード及びソフトの）をいかに『付加価値の高いブランドにし、経済性を高められるか』といった財産の運用能力と財産の高付加価値化戦略を注視する必要がある。
- ・川場村村民間の能力開発や連携リテラシーの向上を図る。
- ・川場村と世田谷区との交流のマンネリ化からの脱出（小学校 5 年生の自然体験教育をきっかけに、世田谷区の大人やファミリー層、ひいては企業や大学との連携）を図る。
- ・連携先との積極的で創造的な協力関係の構築を図る。
- ・『村民と外部の専門家との創造的で互恵的な連携体制の構築』が必要である。

2. 計画の期間と構成

この総合計画は、川場村村民の要望と川場村がかかえる課題に対して、村民とともに実現をめざす将来目標を設定し、向こう 10 年間に村が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした川場村政運営の基本的な指針である。

（１）計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日

（２）計画の構成

総合計画は、「第 1 編 計画策定の意義」、「第 2 編 村政の目指すべき将来」、「第 3 編 村づくりの施策」、「第 4 編 健全な財政運営と施策の実現方策」をもって構成した。

- ① 「第 1 編 計画策定の意義」では、計画の位置づけや性格を明確にし、計画の前提となる基礎指標の状況を把握した。
- ② 「第 2 編 村政の目指すべき将来」は、今後 10 年間の川場村のあるべき姿を描いたものである。
- ③ 「第 3 編 村づくりの施策」は、総合計画を実行していくための具体的な施策を明らかにするものである。
- ④ 「第 4 編 健全な財政運営と施策の実現方策」は、この計画を実施するための基となる財政見通しを示し、施策を実行するための具体的な方法を示したものである。
- ⑤ 実施計画については別途計画策定する。

（３）計画の調整

総合計画は、平成 27 年度より 10 ヶ年の計画であるが、今後の川場村を取り巻く

社会経済情勢の変化に適宜対応し、必要があれば調整を行うものである。なお、本計画は、国が5カ年にわたり策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を考慮した計画としている。

3. 川場村の概況

川場村は、群馬県利根地域の中心沼田市の北へ約 10 kmの武尊山の南麓に位置している。村域の北側は、武尊山をはじめ、日光連山、谷川岳等の山々が連なっている。村の面積は、85.25km²、世帯数は971戸、人口3,721人（移動人口調査：平成26年4月1日現在）、人口密度は1km²当たり43.6人である。

山間部に位置する本村では総面積の88%が森林で、うち55%は国有林で占められており、耕地はわずか7%にとどまるが、武尊山を中心に大自然が残っている。

本村への交通事情は、昭和57年に上越新幹線、昭和60年の関越自動車道の開通により首都圏との時間的距離が一気に短縮され、大幅に改善された。また、その後の高速道路網等の整備により、その他の地域への交通も大幅に改善されている。

村内には、沼田市と日光市を結ぶ国道120号線から分岐した主要地方道平川横塚線、一般県道富士山横塚線が村の中央を南北に平行して縦貫している。

主要地方道平川横塚線（通称：奥利根ゆけむり街道または日本ロマンチック街道）は背峰トンネルの開削により平成元年に片品村とつながり、国道120号線のバイパス的役割を果たしている。

集落の中心部には、東西に広域基幹農道“利根沼田望郷ライン”が通り、平成16年には全線が開通し、主にみなかみ町方面へのアクセスが向上した。また、村道生品下り線の開通により、関越自動車道沼田インターチェンジへのアクセスが改善され、交通渋滞緩和が図られた。現在は、ライスセンター*建設に付随して、村道谷地生品線の整備が進められているところである。

情報通信網は、平成21年より村内で光通信が可能となり、インターネットの高速化が進められてきた。また、平成23年7月にはテレビがアナログ放送からデジタル放送へ完全移行し、テレビを介したデータの受発信をとおして行う新たな放送体系が本格的に動き始めた。

本村は、明治22年町村制の施行に伴い、門前組、天神組、谷地村、川場湯原村、中野村、萩室村、立岩村、生品村、小田川村、太田川村の2組8村の合併により誕生したもので、これら組や村のうち8つの組や村が現在の大字として残っている。

村内各地で縄文式土器や弥生式土器の片、古代住居跡等が発掘され、古墳や神社仏閣も多いことから、人々は古代より定住していたものと思われる。

村の位置は、太平洋側と日本海側の境界に位置することから、気象上も双方の特徴をもっており、村の中心部における年平均気温は約11℃、年平均降水量は約1,300mm、山間部積雪量は多い年で2m～3mに達し、根雪期間も例年100日前後ある。

本村の基幹産業は農業であるが、近年若年労働者の減少と農業従事者の高齢化が進み、遊休農地化が進んでいる。また、農産物の価格の低迷や自由化により経営環境は年々厳しくなっている。しかし、農地の基盤強化と流動化、果樹や野菜などの園芸作物増産、酪農の振興により中核農家の育成が図られつつある。さらに、田園プラザを拠点とした農産物の販売方法の確立や米をはじめとする農産物のブランド化※、6次産業※の推進がされてきている。

観光は、現在年間 150 万人以上の入り込みを記録する田園プラザを中心に観光事業の展開、世田谷区との交流事業の展開、冬場閑散期となる田園プラザに代わり集客の中心地となる川場スキー場が大きな集客・雇用・収入源となっている。

行政的には、利根沼田地域の中心都市沼田市を生活経済圏としている。利根沼田地域は、広域市町村圏により調和・連携のとれた地域の振興整備が図られている。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ■人口構造の推移（昭和 45 年～平成 22 年） | 【国勢調査】 |
| ■人口（昭和 35 年～平成 22 年） | 【国勢調査】 |
| ■自然動態、社会動態の推移（昭和 60 年～平成 25 年） | 【人口動態調査】 |
| ■産業別大分類就業者（昭和 45 年～平成 22 年） | 【国勢調査】 |
| ■地目別面積（平成 26 年度） | 【概要調書】 |

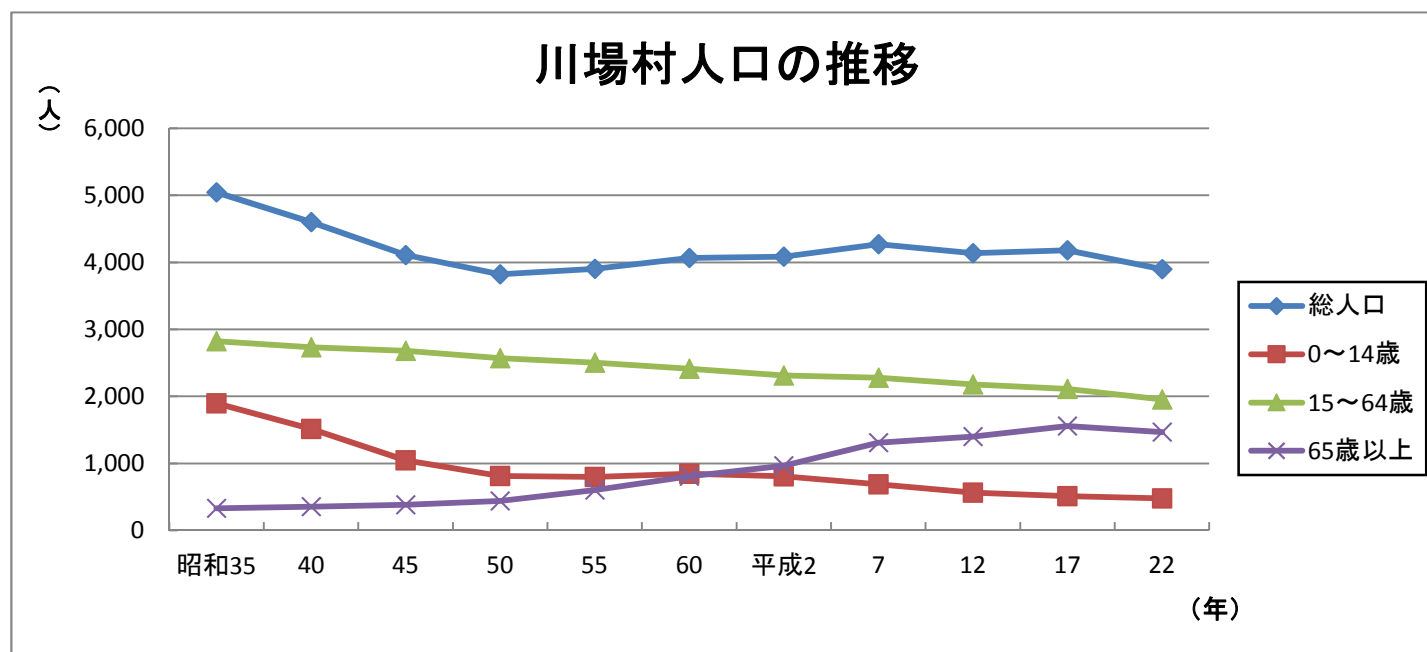
■人口構造の推移

項目 \ 年		昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世 帯 数		863	861	863	879	876	918	927	941	974
人 口		4,109	3,822	3,905	4,064	4,085	4,273	4,139	4,179	3,898
階層別 人 口 (人)	0～14歳 A	1,048	812	799	844	805	688	563	513	477
	15～64歳 B	2,679	2,572	2,505	2,413	2,314	2,278	2,177	2,110	1,953
	65歳以上 C	382	438	601	807	966	1,307	1,399	1,556	1,468
従属 人 口指数 (%)	(A+C)÷B 総数	53.4	48.6	55.9	68.4	76.5	87.6	90.1	98.1	99.6
	A÷B 幼 齢	39.1	31.6	31.9	35.0	34.8	30.2	25.9	24.3	24.4
	C÷B 老 齢	14.3	17.0	24.0	33.4	41.7	57.4	64.3	73.7	75.1
老 齢 化 指 数 (%)		9.3	11.5	15.4	19.9	23.6	30.6	33.8	37.2	37.7
1世帯当たり人員(人)		4.8	4.4	4.5	4.6	4.7	4.7	4.5	4.4	4.0
第1次産 業就業 者(人)	総 数	1,628	1,243	1,110	904	769	629	571	534	396
	男	840	662	582	484	421	340	309	303	232
	女	788	581	528	420	348	289	262	231	164
第2次産 業就業 者(人)	総 数	284	392	444	467	488	525	524	460	371
	男	167	263	310	327	342	371	374	326	272
	女	117	129	134	140	146	154	150	134	99
第3次産 業就業 者(人)	総 数	375	454	545	603	721	862	860	902	950
	男	210	263	309	351	399	458	428	444	460
	女	165	191	236	252	322	404	432	458	490
合 計 (人)	総 数	2,287	2,086	2,099	1,974	1,978	2,016	1,955	1,896	1,736
	男	1,217	1,188	1,201	1,162	1,162	1,169	1,111	1,073	975
	女	1,070	898	898	812	816	847	844	823	761

資料: 国勢調査

■川場村人口の推移

項目 \ 年	昭和35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	22
総人口	5,046	4,599	4,109	3,822	3,905	4,064	4,085	4,273	4,139	4,179	3,898
0～14歳	1,895	1,512	1,048	812	799	844	805	688	563	513	477
15～64歳	2,822	2,732	2,679	2,572	2,505	2,413	2,314	2,278	2,177	2,110	1,953
65歳以上	329	355	382	438	601	807	966	1,307	1,399	1,556	1,468



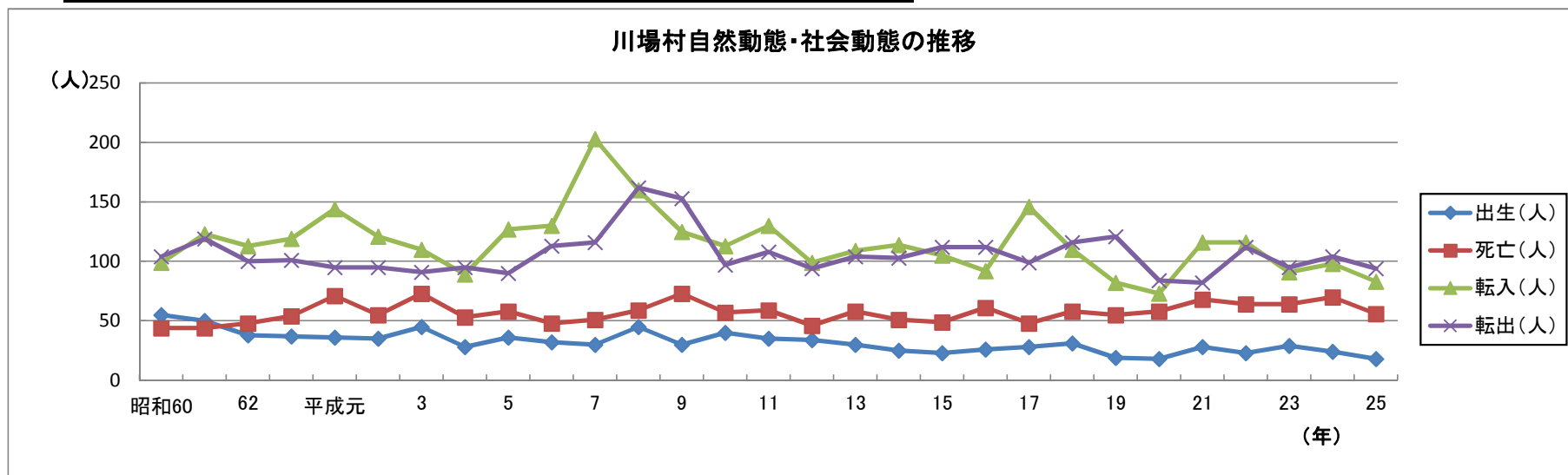
資料: 国勢調査

■川場村自然動態・社会動態の推移

項目\年	昭和60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7
出生(人)	55	50	38	37	36	35	45	28	36	32	30
死亡(人)	44	44	48	54	71	55	73	53	58	48	51
転入(人)	99	123	113	119	144	121	110	89	127	130	203
転出(人)	104	119	100	101	95	95	91	95	90	113	116

項目\年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
出生(人)	45	30	40	35	34	30	25	23	26	28	31
死亡(人)	59	73	57	59	46	58	51	49	61	48	58
転入(人)	160	125	113	130	99	109	114	105	92	146	110
転出(人)	162	153	97	108	94	104	103	112	112	99	116

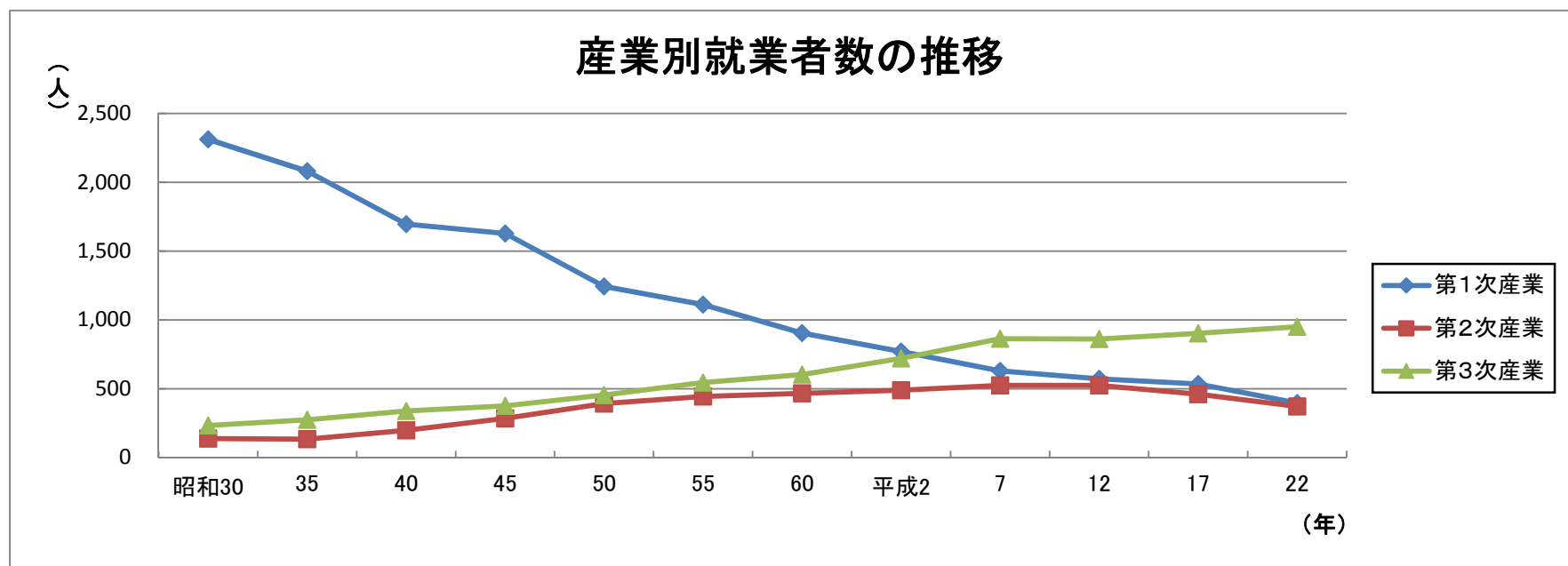
項目\年	19	20	21	22	23	24	25
出生(人)	19	18	28	23	29	24	18
死亡(人)	55	58	68	64	64	70	56
転入(人)	82	73	116	116	91	98	83
転出(人)	121	84	82	112	95	104	94



資料:人口動態調査

■産業別就業者数の推移

項目 \ 年	昭和30	35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	22
第1次産業	2,312	2,080	1,695	1,628	1,243	1,110	904	769	629	571	534	396
第2次産業	138	134	197	284	392	444	467	488	525	524	460	371
第3次産業	233	274	337	375	454	545	603	721	862	860	902	950



資料: 国勢調査

地目別面積(km²)

農用地	山林	宅地	原野	雑種地	その他	総面積
5.52	8.57	0.99	0.77	0.36	69.85	85.29

資料:概要調書

森林面積(km²)

総面積	国有	民有
70.77	40.88	29.89

耕地面積(km²)

3.91

資料:2010年農林業センサス

第2編 基本構想【村政の目指すべき将来】

1. 川場村の将来像

武尊山麓の豊かな自然の中で、先人達の不断の努力によって育まれた川場の田園風景を守り、そこに集う人々が心身共に健やかに、経済的にも安定した中で「安心して生み・育て・働ける環境整備を図り、『全村幸福』の村」を目指すため、次のとおり村づくりの目標を設定する。

2. 村づくりの目標

「田園理想郷（でんえんりそうきょう）」

本村の田園風景は、田畑の中に集落が点在し、それらを取り巻く森林により構成されている。これらの風景は、先人達の不断の努力により維持管理されたものであり、農村の原風景として、また、優れた里地里山として高い評価を得ている。

また、田園景観の保全や地場産業の発展等に注力し、それらを資源として村全体のブランド力を高め、活性化に努めてきた。今後はさらなる活性化に努めることはもとより、国際的な視点にも立ち、海外からも川場村を訪れる人が増加するような施策展開を試みる。

また、昭和56年から継続している東京都世田谷区との交流は、今や全国的にも注目される交流に成長しており、今後もマンネリ化に留意しつつ更なる交流の活発化を図ることが求められる。

本村が今日まで推進してきている「農業＋観光」の施策をさらに発展させつつ、「農業＋環境」といった川場村における環境の改善、整備にも注力し、循環型社会を礎とした「田園理想郷」を創ろうとするものである。

本村の将来像「田園理想郷」実現のため、次の7つの村づくりの目標を設定する。

◆健全な行財政運営

今日、全国的に厳しい財政状況に陥っている中で、本村においても魅力ある村づくりをするために、健全な行財政運営が求められる。費用対効果を勘案した上での事業展開、公共施設管理の見直し等、厳しい財政環境においても、交流連携をさらに発展させながら、豊かで、みんなが生き甲斐もてる自立の村をめざして取り組んでいかなければならない。

また、住民サービスを損ねることのないように、職員の事務や管理の見直し、広域行政の推進について検討をしていく。

◆自然環境を活かした産業の育成

本村には、武尊山を中心に広がる美しい自然風景があり、都会には無いかけがえの

ない財産となっている。その環境を活かした村内産業の振興策を展開し、農産物を始めとする川場ブランドを創造している。今後も第2、第3の川場ブランドを創造できるように村民一体となって育み、21世紀の循環型社会にふさわしい村全体のブランド力を高めるように努める。また、そのブランド力を活かし、さらなる「縁組事業」の強化による交流環境を整える事業を進めるとともに、海外も視野に入れて産学官連携による事業展開を検討する。

◆鳥獣害対策、環境の保全

今日、村内ではサル、クマ、イノシシ、シカ、ヒル等の鳥獣虫害が農作物を中心に年々広がっており、その対策が急がれている。特に、サルによる被害が大きいため、より一層の対策強化が必要である。

また、たびたび見受けられる不法投棄は環境を害する要因の一つであり、村内外を問わず、環境・景観に関するモラル・マナーの向上を図る施策展開が必要である。

◆社会保障の充実

村内で安心して子育てができるように支援を充実させる。

村全体で保健・健康づくりを推進し、村民に健康な体づくりを促すことで、医療費・介護費を抑える取組を継続的に実施し、健康維持・増進への意識を高揚する。ただ、高齢化に伴う医療・介護に対する体制づくりや元気のあるコミュニティづくりを持続的、かつ強力に進める必要がある。

◆グローバル対応を前提とした地域特性、環境、文化、産業の情報体系の構築

本計画の特徴であるソフト事業の強化では、地域情報の体系化とグローバル対応を行うことが必要である。ここであげる地域情報の対象とは、地域特性、環境、文化、産業（一次産業から観光産業までのすべての産業）が該当する。川場村に訪れたことのない日本人、または外国人でも理解でき、強い関心を持ってもらえるような発信の仕方を構築する。

◆教育・文化の発展

本村は、伝統的に教育を村づくりの基本と位置づけ各種教育事業が実施されてきた。人づくりは、むらづくりの基本であり、学校教育はもとより成人してからの生涯学習の機会を充実させることが肝要である。村民に自己啓発への意識を高揚すべく学校教育をはじめ、家庭教育や地域教育など、自主的に学べる環境づくりに努める。

また、村内各地にある固有の文化・文化財、伝統行事等を大切にし、絶やすことのないよう後世へつなぐとともに、川場の地で育まれた「知恵」と「技」を継承発展する取組を行う。

◆『地域経済活性の聖地』として発展

地方創生には、地域の特性や産業、地域活性に貢献できる内容を取り入れ、地域に持続的発展性をもたらすための地域教育の導入が期待される。これは、子どもの教育のみならず、社会人全般の生涯学習にも当てはまる。地方創生のみならず、地域活性全般に言える共通目標には、地域の産業や地域の魅力を高めることで、地域のブランド力の向上と経済活性、ひいては新産業の新生と雇用の創出が求められる。

このような目的を達成するためには、これまでのような『都市型産業の労働モデルに基づいた画一的教育手法』とは異なった、『地域の付加価値を高め、地域に産業・雇用を創出し、地域に若者が定着できることを目標とした地域の独自性の高い教育手法』が必要になる。

本村が最も社会にアピールできるコンセプトとしては、農業や観光、道の駅といった個別の事象に限定せず、これらをすべて包括した『総合的な地域経済活性の取り組み』を考えることが求められる。

国内外に向けたブランド戦略のポイントとしては、『本村を地域経済活性の聖地』にすることであり、本村に対する社会の期待と関心を反映した、社会性の高い取り組みを進める必要がある。具体的には、本村が提供できる実体験や取り組みを、大学等の専門家に提示し、情報の教育プログラム・システム化を検討することである。

以上のように、地域独自の新産業の創造と地域そのものに特化した『地域経済活性教育』、及び『地域リーダー教育』に関するプログラム・システム開発を、産官学連携で構築することを検討する。

3. 土地利用の目標

総面積の 88%が森林で占められ、農地は限られているが、山間部を含めた土地改良事業によって本村農地の 90%以上が基盤整備され、道路・水路等生産基盤が確立された。今後、その自然や環境に悪影響を及ぼすことなく有効利用を図るとともに、強靱な土地利用計画を進める必要がある。本計画策定期間内に建設予定である木材コンビナートは、その森林を健全に保全するとともに、林業振興や木質バイオマスエネルギーの利用など新たな産業振興につながるための施設となる。

近年、宅地への転用も多く、農地と宅地の混在化も懸念されている。村土の均衡ある発展を図り、里山的土地利用を再生するなど地域の個性や多様性を生かしつつ、地域の特性に応じた強靱な地域づくりを推進するため、川場村国土利用計画（平成 10 年 3 月策定）に基づき、さらなる土地の有効利用を図る必要がある。

4. 村の主要指標

(1) 人口

村の人口は、昭和 30 年国勢調査時の 5,376 人をピークとして昭和 50 年国勢調査時の 3,822 人にまで加速的に減少した。その後は、平成 7 年国勢調査時に 4,273 人と増加に転じたが、平成 17 年国勢調査時に 4,179 人を数えた後、平成 22 年国勢調査において 3,898 人と大きく減少に転じた。この大きな人口減少は本村に限ったことではなく、近隣市町村はもとより全国的にも多数見受けられ、近年、わが国は全国的に人口減少期に入っている。

本計画終了時の平成 36 年の目標人口は、若者の雇用確保、定住促進により人口減少の抑制を図るが、今日の全国的な人口減少傾向を考慮して 3,700 人とする。

なお、一世帯当たりの人員は、少子高齢化の拡大による老人世帯及び若者の単独世帯の増加などにより、ますます核家族化が予想されるが、平成 36 年の目標世帯数を 980 世帯とする。

(2) 産業別人口

産業就業者人口は、絶対数は減少しているものの、就業率はほぼ横ばい状態である。将来についてもこの傾向は続くと予想される。また、木材コンビナートの開設等によって若干の雇用拡大は見込まれるものの、目標人口から推計し平成 36 年産業就業者目標人口を 1,610 人とする。

本村の産業は、従来から農林業が基幹産業であるが、農業の機械化や農業従事者の高齢化、就業者・後継者不足、兼業農家の増大などにより第 1 次産業従事者は今後とも減少が予想される。第 2 次産業についても就業者・後継者不足により減少が予想される。第 3 次産業は第 1 次産業及び第 2 次産業の減少分の多くが移行することもあるものの、総数は横ばいもしくは微減が予想される場所である。

第3編 基本計画

村づくりの施策

1. 行政改革

現況と課題

本村では、第3期計画以降、平成17年度までに行われた「平成の大合併」において、他市町村と合併することなく自主自立の道を選択し、歩んできた。また、行政の人員配置において、課の統廃合や人員削減を進め、行政改革を積極的に進めてきた。その結果職員一人ひとりの事務量が多岐にわたる上、国・県等からの権限委譲により事務は年々増えていることから、住民サービスの低下が懸念されている。今後、健全な行政サービスのあり方等に関して、今一度事務内容及び分担、さらには定員管理について見直しを行い、適正化を検討する必要がある。

全国的に財政難が問題となっている今日において、本村も例外ではなく、無駄な支出はできる限り避けたいところであり、公共施設の管理体制や事業等の見直しを検討する必要がある。特に、大規模な新規事業については、事業展開やその事業の必要性の是非について村民から意見を収集することも踏まえて検討する必要がある。

かつて住民自治はかなりの部分が住民の自らの共同参加あるいは自主的なかかわりにおいて、可能な限り私的な範囲で進められてきた。ところが戦後における経済社会の発展において、日常生活に関わる多くの分野が行政にゆだねられ、私的部門から公的部門へと転換（行政サービスの拡大）するようになった。少子高齢化や生産力の縮小を考慮すると、これからの自治体財政は大きく縮小することが考えられ、今までのような行政サービスは難しくなるといわざるを得ない。そのような情勢を鑑み、行政と住民、いわゆる「私」と「公」の役割と機能の分担を明確にし、自主自立の村づくりを進める必要がある。

（1）行政組織の機構改革・定員管理

①誰でも気軽に入ることができる役場の雰囲気づくり

- ・村民が来庁した際に素早く対応する。
- ・机の配置などを工夫し威圧的でない環境をつくる。
- ・村民室をわかりやすく解放し気軽に使用できるようにする。
- ・村民コミュニティの創出と誰もが提案できる村づくりを進める。

②大規模事業・施策への村民の意見反映

- ・情報の可視化に努め、情報公開のツールを増やす。
- ・村民による評価制度の導入（各事業・施策のウェイトを検証）を図る。
- ・プラットフォーム型の協議会や研究会の導入を図る。

（２）健全な財政運営

①財政構造の安定化

- ・ 経常的経費を削減する。
- ・ 建設的事業の計画的実施や適正規模の事業を行う。
- ・ 費用対効果について熟慮した上での事業展開を行う。
- ・ 外部識者からの財政チェックを受ける。

②財政及び事業情報の可視化

- ・ IT*ツールを有効に使用する。
- ・ 大規模事業の実施等について積極的に村民へ、パブリックコメント*を求める。
- ・ 特別村民や交流村民（縁組村民）などの検討を進める。
- ・ 地区自治の事業育成（インフラの整備や管理）を図る。

（３）各施設の利活用・見直し

①公共施設の利活用・管理

- ・ 「公共施設等総合管理計画」を策定し、各施設の利用のあり方について見直しを図る。
- ・ 減価償却を考慮した施設管理と費用負担について検討する。

②全公共施設の災害時拠点化

- ・ 有事の際の受け入れ体制を整える（通信手段、消耗品、備品等）。
- ・ 優先順位をつけて改修・耐震化を行う。

2. 防災と交通

現況と課題

本村は、これまで年間を通して災害や事故が少なく、生活しやすい場と言える。ただ、情報網は脆弱と言わざるを得ない状態で、万一大災害が起きたときのために情報網の強化が必要である。また、村全体で防災意識を高め、下記の事態にもできる限り落ち着きを持って対応できるように定期的に訓練しておくことが必要である。

(1) 防災

①防災拠点の充実

- ・田園プラザを始めとする公共施設において、有事の際、避難者等受け入れられる体制を整える。
- ・防災備品、非常食を確保する。
- ・災害の種類に応じた防災シミュレーションの構築と村民への普及を図る。

②災害時の通信手段の確保

- ・防災無線のデジタル化による全面改修により、情報伝達機能の強化を図る。
- ・衛星電話等による非常時通信の確保を行う。
- ・拠点となる集会場、観光施設に Wi-Fi※（ひかり通信や携帯通信網）を整備する。

③災害時の相互支援による体制整備

- ・中核となる防災施設（役場等）を計画的に整備する。
- ・各地区で避難訓練を実施する。
- ・ハザードマップを作成し、危険箇所や避難場所が一目でわかるよう周知を図る。

④災害時の物資供給体制の確立

- ・食料、燃料、資材の確保を行う。
- ・医療・救急対応の確認と災害時物資供給シミュレーションの確立。

(2) 交通安全

①通学路は明るく見通しがよく、子どもたちが安心して登下校できる環境の確保

- ・通学路街路灯の増設と LED※化を図る。
- ・防犯上、危険箇所の街路灯の設置や LED 化を図る。
- ・防犯カメラの設置による安全確保を図る。

3. 議会と民意

現況と課題

現状の村議会においては、その活動内容が村民に対して、わかりにくい部分があるため、もっと積極的な周知手段について検討する必要がある。議会全体からの周知はもとより、議員一人ひとりが率先して活動報告ができるような体制づくりを検討することが求められる。

選挙は、期日前投票の定着により、投票日当日との事務負担が逆転しており、効率が悪くなっていることから、選挙事務の見直しや投票日当日の投票所のあり方を検討する必要がある。

(1) 議会

①議会活動の周知

- ・議会だより以外にもインターネットを活用した活動報告を行う。
- ・村民テレビによる議会放映を検討する。

②民意の反映

- ・議員と一般村民とのやり取りの場を設け、より村民の意志が村政に伝わるような方法を検討する。
- ・夜間議会の開催を検討し、やる気のある人が、仕事を持ちながら議員活動できる仕組みづくりを検討する。
- ・子供議会※の開催やその方法を検討する。

(2) 選挙

①投票所のコンパクト化、無駄のない効率的な選挙の執行

- ・投票所を1カ所に集約し、コンパクト化を図る。
- ・村内巡回車等により、交通弱者に配慮し、投票所までの往復交通手段を確保する。
- ・インターネットや電話投票の検討を進める。

4. 広域行政の推進

現況と課題

全国的に人口減少が進んでいる中で、今後一市町村だけで物事を考え、行動を起こすのは厳しい時代を迎えることが想定される。そこで、ある程度の広域市町村が一体となり、連携を取りながら行政を進めていくことが求められる。今後は、広域連携によって、各市町村がより広い視野を持ち、一緒になって種々の課題解決に向けて考えていく必要がある。

ただし、広域圏として連携するに当たり、連携コストと連携メリットを精査して、コストパフォーマンスと投資に対する採算性の分析（たとえば、LCA*などの科学的分析手法を応用するなど）を行い、役割分担、機能分担等を明確にした上で、現状よりも高い成果が期待できる方法論を開発する必要がある。

広域圏として連携して取り組むソフト事業としては、観光情報、産業情報、環境・文化情報の統一が考えられる。しかし、単純に各自治体の情報等を統一するだけでは、かえって混乱を招くリスクがある。情報等を一か所に統一するだけでは、それは単なる集合であって、相乗効果が得られるような統合・融合にはならない。利根沼田として広域圏のブランドを高め、付加価値を向上させるためには、情報そのもの、情報体系そのものをどのように構築していくかといった基盤システムや連携ルール等の環境づくりが重要になる。そこで、産官学連携による利根沼田の『情報の高付加価値化』を目指す必要がある。

（１）利根沼田地域における広域連携の推進

①事務事業の効率化、経費抑制

- ・連携できそうな事務事業を洗い出し、連携実現に向けて検討する。
- ・連携によって、効率化を図り、経費削減につなげる。
- ・広域連携による電算業務の一元化を検討する。
- ・ごみ処理施設の一元化を検討する。

②利根沼田ブランドの発信

- ・一市町村だけで発信するのではなく、利根沼田として様々な分野において一致協力して情報発信できる方法を検討する。
- ・利根沼田としてブランド化ができるものを考え、実現する方法を検討する。
- ・利根沼田ブランド製品や商品開発と販路の戦略的拡大を検討する。

5. 有害鳥獣被害対策の推進

現況と課題

本村において、鳥獣害は重大な懸案事項の一つである。有害鳥獣による被害は、近年増加傾向にあり、特にサル、クマ、シカ、イノシシ、ヒルによる被害が大きい。原因としては、猟友会員の減少や高齢化、情報共有の不足、野生動物に対する住民の知識不足、電柵や檻の管理不足等が挙げられる。これらの原因一つ一つを改善しないと、今後ますます被害が拡大することが予想される。

また、今日、村内で広く利用されている電柵は、鳥獣害を抑える役目を持つ一方で、人体への被害も懸念されていることから、電柵の安全性の向上もしくは電柵に代わる新たな対策方法を検討する必要がある。

(1) サル、クマ、シカ、イノシシ、ヒル等の被害対策

①耕作放棄地解消による有害鳥獣の抑制

- ・放任野菜、果物等を除去し、鳥獣の餌場や隠れ場となる耕作放棄地の解消に努める。

②有害鳥獣の捕獲率向上や発生の抑制による将来に渡る被害発生の沈静化

- ・猟友会員の減少により捕獲率が低下しているため、村民から猟友会員を確保し、捕獲員の増員により捕獲率の向上に努める。
- ・鳥獣被害の中で、特に、サルによる被害が大きいため、サルの駆除の強化を図る。サルの群数及び頭数の把握を行い、計画的な捕獲を実施する。
- ・近年では、ニホンカモシカによる被害も増えていることから、国・県等と協議しカモシカの対策を実施する。

③動物と人間の棲み分け（人間と獣の境界線を明確にすることによる民家周辺に獣が出でこない環境づくり）

- ・生息数、行動範囲を正確に把握できるようにするため、被害が多い地域からの出没状況や被害状況などを随時報告してもらい、メーリングサービスや回覧板などで広く情報が共有できるようにする。
- ・専門家による鳥獣害被害防止に関する定期的な勉強会や講演会などを開催する。

④ヒル被害の拡大防止

- ・除草バーナー、殺ヒル剤散布を使ったヒルの駆除対策の実施
- ・ヒルが生息しにくい環境をつくるため、山林との境、畑の周囲、生息地などの草刈りや落ち葉かきなどを実施し、日当たりや風通しを良くする。

⑤電柵取扱の理解、管理を徹底し大型鳥獣の防除による農作物被害の減少と人命被害の未然防止強化

- ・電柵の徹底管理を行う。
- ・電柵電源取扱講習の実施マニュアルを設置する。

- ・川場村電柵配置マップを作成する。
- ・広域市町村連携による鳥獣害対策について検討する。

⑥人体に被害を及ぼさずに鳥獣害の被害を低減する方法の確立

- ・犬を活用した追い払いや地域住民における追い払い隊などを結成する。
- ・利根沼田管内における狩猟訓練施設の設置を検討し、国・県への申請をする。

⑦里山の整備

- ・農地との境にある里山の整備に努め、鳥獣の隠れ場の低減に努める。
- ・里地里山の保全と生物多様性のモデル地域を整備し、適正な里山利用を再現する（里山の保全と整備は、鳥獣との共存関係を担保することとなる）。

6. 森林との共存

現況と課題

近年、村内における森林整備体制は衰退傾向となっており、林業従事者の減少や高齢化に伴い、整備の行き届かない森林が増加し、それが原因の一つとなって、鳥獣虫が住みにくい環境となりつつある。そのために行き場を里に求めてくる傾向にあり、農作物等への被害が発生する頻度が高くなっている。こうした被害の低減を図るべく、林業従事者の育成や地域住民一人ひとりが村の森林に対して意識を高める必要がある。

また、森林整備の方法の一つとして、建設予定である木材コンビナートによる木材資源の安定的かつ効率的な活用を促進し、森林保全はもとより地場産材のブランド化にもつなげる工夫が必要となってくる。加えて、川場産木材のブランド化とそれを進めるための木材生産技術の体系化も行う必要がある。

(1) 元気な森林づくり

①林道の整備

- ・山との境に木製の柵をつくるなど鳥獣害・土砂災害対策を施す。
- ・安定的な木材の搬出は、森林内の道路網が基本となることから長期・短期を含めて森林内道路網の計画と整備を施す。

②地域と一体となった健全な森林の育成

- ・森林組合、世田谷区との交流事業、専門家等による山仕事に関する勉強会や講習会を開催（チェーンソーや刈り払い機など）する。
- ・健全な森づくりのために、森林現況を正確に把握する必要がある。そのため森林情報システムを活用した資源把握と正確な森林台帳の整備を施す。
- ・全国植樹祭と全国育樹祭が開催された川場村だけに、「森の日」などを設け、交流事業を通して森への関心を高める事業を施す。

③災害に強い森林づくり

- ・地域が一体となった下刈り作業、病虫害の被害を受けている木の伐採、植林等を推進し、美しい森林づくりに努める。
- ・健全な森林整備は強靱な国土保全につながることから森林整備の基本計画を検討する。

④森林を守り育てることの地域住民一人ひとりの意識の向上

- ・林業に従事する者の養成や確保を行う。
- ・任意の森林協力隊や森林ガイド隊などを設置し、森林・林業の専門的人材を養成する。
- ・交流事業のやま（森林）づくり塾と連携した区民と村民参加の森づくりを進める。

(2) 森と人との共生（里山づくり）

①幅広い世代が森林に興味を持ち、森林で憩い、遊び、学べる環境づくり

- ・学校教育とも連動し、森林に入る機会をつくる。
- ・中学生から地域の道路愛護や周辺の里山整備作業等に参加させる。
- ・遊べる森・学べる森・暮らす森・創る森・食べる森などを位置づけ、森林への関心を高める（山菜狩り、紅葉狩り、キノコ狩りなど。）。

②昔から培われてきた山の知恵や林業の技を後世に残すための持続的な後継者の育成

- ・家族（親子）をターゲットに学識者（大学の教授など）による自然体験活動を実施する。
- ・記念植樹（出産・成人・還暦など）を推進する。
- ・森の幸を育む体験（森の日）を検討する。

③里山の移り変わる四季折々の自然の景観を生かした、人と自然が一体となった里山づくりを推進する。

- ・管理が不十分な山林に手を入れ、観光客だけでなく地域の人々にも身近な自然と触れあえる機会を様々な形で提供できるように、里山の散策マップの作成や「山まつり」のイベント等を開催する。
- ・森林セラピーを活用した森林健康散策道路の整備を進める。
- ・里山を巡る動力車や自転車ルートの整備を検討する。

（３）木材コンビナート建設による間伐材等の有効活用

①木材コンビナートによる木材資源の安定的かつ効率的な活用

- ・木材コンビナート運営のための第三セクターを設置する。
- ・木材の村内施設での活用方法（村営住宅、集会施設等、机、イス、アスレチック等）を検討する。
- ・川場産木材を使用した住宅補助制度を充実させる。

②適正な森林管理（間伐）や間伐木の有効活用による森林保全

- ・川場村の木材を構造材・パルプ用材・合板用材・集成材用材・CLT※用材・燃料用材など木材の多様な用途との関連で可能性を検討し、村内及び交流自治体における活路を開発する。
- ・川場村の木材をパルプ化し、記念誌に使う（村誌や小中学校の卒業証書等）。
- ・川場産木材のその他の活用方法についても検討を行う。

③川場産材（地場産材）のブランド化による需要拡大

- ・大学、企業、行政による産学官連携で運営体制を確立する。
- ・間伐材の有効活用や川場村の木材ブランド化を目指す。
- ・木材に加工する業者への支援を行う。
- ・地場産材の継続的な販売ルートを確立させる。
- ・木材コンビナートを村の他の異業種産業と連携させ、地域産業の発展へと導く。
- ・農地付きの川場住宅のモデルハウスを建築し、川場暮らし体験事業を検討する。

7. 新エネルギー・省エネルギーへの対策

現況と課題

今日におけるエネルギー問題への対策は、環境問題がクローズアップされる中で、世界的にみて非常に重要な課題といえる。

新エネルギーについては、枯渇が予測されている化石燃料に代わる新エネルギーの創造が必要とされており、本村においても太陽光発電や木質ストーブへの補助が進められているが、より一層の充実のために制度等の見直しを検討する必要がある。

また、省エネルギー対策については、公共施設はもとより住民一人ひとりが省エネルギーへの意識を高め、無駄なエネルギー消費を抑える努力が必要である。

(1) 木質バイオマス発電

①地域の再生可能エネルギーを普及させることによる循環型社会の構築

- ・バイオマス発電を建設し、地域資源である木材を有効活用する。
- ・竹をチップ化し、燃料として有効活用できるか調査、検討をする。
- ・村のバイオマスエネルギー資源量を把握するとともに、二酸化炭素の排出権交換を考慮した戦略的なエネルギー利用基本方針を検討する。

(2) 小水力発電

①将来を見据えた、長期的に利活用のできる発電設備の導入や今まで未使用だった河川を活用し発電することによる河川環境の保全について検討する。

- ・小水力、太陽光、風力、火力等の新エネルギーの中で実用可能なものの導入を検討し、リスクマネジメントを考慮し慎重に推進する。

(3) 太陽光発電

①将来を見据えた、長期的に利活用のできる発電設備の導入等について検討する。

- ・補助制度を活用して、一般家庭への導入について検討する。
- ②村の補助金制度の見直し：社会情勢の対応を考慮するとともにリスクに関しても十分考慮しながら進める必要がある。
- ・住宅用太陽光パネル等の普及拡大のため、補助金制度の充実を検討する。

(4) 木質ストーブの推進

①地域のエネルギーによる豊かなくらしの実現

- ・「薪」の利用を促進するため、村内に「薪バンク」の設置を検討する。
- ・薪ストーブ等の推進による循環型エネルギー供給システムとバイオマス原料共有システムを検討する（バイオマスによる経済循環の構築）。

②スギ材やヒノキ材などを利用して燃料化し、木質ストーブの普及拡大を検討する。

- ・ 共有林や村有林などを活用した「薪」の利用促進を図る。
- ・ お年寄りによる薪供給システムの確立と薪ストーブの推進を図る。

③村の補助金制度の見直し

- ・ 木質ストーブ普及のための補助金制度の見直しを検討する。

(5) 公共施設への省エネ対策の推進

①省エネルギースタイルを推進

- ・ 公共施設の LED 化を推進する。
- ・ 木質バイオマスによる公共施設などへのエネルギー転換をカーボンオフセット※とのかかわりで検討する。
- ・ 各戸における省エネルギー転換の推進を図り、村全体でのエネルギー利用転換を進める。

8. 田園環境の保全

現況と課題

本村では、独自に策定した景観条例を軸に、自然豊かな原風景を保全するための施策を打ち出してきた。その甲斐あって、統一性のある川場らしい景観づくりができつつある。ただ、今後の課題として、空き家の増加と耕作放棄地の増加が予測されていることや、太陽光発電システムによる景観悪化のおそれがあることから景観の保全対策を検討する必要がある。

また、ごみのリサイクル・減量について、住民一人ひとりが意識を高め、3R (Reduce Reuse Recycle) を推進し、実践していくことが求められる。同時に、観光客を始めとする来村者に対するマナー向上施策の充実も図り、村民・来村者が一体となって美しい景観づくりに努めていくシステムを構築する必要がある。

また、景観条例として、自然環境の景観条例のみならず、少なくとも本村の主要地域の建築物の景観条例も検討する必要がある。具体的には、本村の主要地域に限り、建築物の高さを 13m 以下に制限すること等について検討する。

こうした環境優先型の村づくりは、これから 10 年を考慮すると、本村の新たな村づくりのランドデザインとして位置づけることができる。

(1) 川場らしい風景の保全

①川場らしさの田園風景・農村景観の保全

- ・農地法やみんなで作る美しいむら条例等に基づき、田園風景を損ねる可能性がある太陽光発電システム等については、景観との共存を配慮するなど、設置者との協力が必要である。
- ・本来、地域の景観は、その地域の暮らしと生業との関係によって創造されてくる。本村らしさは川場村の暮らしと生業から創造されてきた。その歴史的認識を明らかにする文化景観プロジェクトを検討する。
- ・遊休農地*などは、定期的に草刈り等を行うなど景観保全に悪影響が及ぶことのないよう定期的な管理体制について検討する。
- ・放置されている竹林の適正な整備システムを検討する。

②統一看板の推進

- ・景観計画に基づく有効な景観形成を推進する。
- ・村内におけるサイン計画を景観に配慮しつつ整備する。

③景観意識の高揚

- ・花いっぱい運動など住民への啓発活動を充実する。
- ・各地区に景観クラブなど景観保全を考える任意団体の設置を検討する。

④主要街道における建築規制の検討：建築物の高さ制限（13m 以下）。

- ・本村の主要地域に限り、建築物の高さを 13m 以下に制限し、文化的な農山村の建築

景観を整備する。

（２）ごみのリサイクル化と減量化

①ごみが効率的かつ適正に処理され、衛生的な環境づくりの形成

- ・もう一段階進んだごみの分別などを積極的に提供し、適正な処理方法を含めた啓発活動（広報等）を実施する。
- ・ゴミ処理講習会やゴミの有効利用講習会などの開催を検討する。

②ごみの減量化、資源化の推進

- ・Reduce（ごみの減量）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）等の意識の向上によるごみの減量化を推進する。
- ・計画的かつ適正な廃棄物の処理により、限られた資源を無駄にしない、ごみを資源に変えるやさしい環境づくりを推進する。

③川周辺のごみの撤去、川の水の浄化

- ・クリーンキャンペーン等を活用した大人も子どもも一緒に参加した楽しめるボランティア活動を実施する。
- ・学校教育や環境教育推進などと連携したクリーンキャンペーン（住民参加による）の実施を検討する。

④観光客（アウトドア等を楽しむ人たち）のごみに対するモラルとマナーの向上

- ・観光地等人が集まる場所を中心に清掃に取り組み、常にきれいでごみの捨てにくい環境づくりを推進する。
- ・本村におけるゴミ処理運動（リサイクル運動）の基本方針を村づくりの基本理念の一つとして啓蒙・啓発する。

9. 交流事業

現況と課題

世田谷区との縁組協定締結から 33 年が経過し、世田谷区民健康村の利用者数は 180 万人を超えており、今なお村内における区民の様々な交流活動の拠点となっている。また、健康村里山自然学校（農業塾、里山塾、子ども里山自然教室等）は、環境問題に関する意識の高まりの中で、今後更なる発展が望まれるところである。森林を守ることは環境保全に貢献することであるといった新たなキャッチフレーズを発信しながら、マンネリ化に留意しつつ新たな事業開拓にも目を向けて取り組むことが求められる。

また、これまで村内商工関係者と世田谷区の商工関係者との交流がほとんど無かったことから、今後は村内での交流の場を増やし、ビジネスチャンスを作れるように取り組む必要がある。具体的には、新しいビジネスモデルに基づいた新産業の創造、及び雇用の創出がなければ、マンネリ化した最低限の交流しか満たせない可能性が高い。したがって、世田谷区にとって、川場村と関わることでどのような社会的信頼性やブランド力の向上につながるのかという客観的な評価ができることが必要である。互恵的で持続的発展性のある連携であるためには、川場村側が世田谷区に出向いて、双方のブランド力が向上するような企画や活動を提案すること、すなわち、本村から世田谷区にもメリットのある方法論を開発して提案していく必要がある。

（１）農業体験等の充実

①棚田オーナー制度の展開

- ・世田谷区民向けに稲作体験ができる場を提供し、村民との交流を深めていく。
- ・棚田を守ることの大切さや先人の知恵などを継承する機会等について、持続性や交流内容について客観的に評価するなど指定制度を検討する。

②レンタル農園の普及

- ・耕作放棄地等を活用し、世田谷区民に畑作を始めとする農作業が出来る場を提供し、農作業への理解を深めるとともに、本村の豊かな自然を体感し、村民との交流が深まるように利用を促す。

③農業塾の開催

- ・世田谷区民を対象に、農業に関する基礎知識や技術を習得できる場を提供するとともに村民との交流を深めてもらえるよう事業内容を点検し、参加を促す。
- ・ふるさと協力隊などを活用し、日常の農地管理や作物の管理体制を整えるなど持続性と経済性を検討する。

（２）協働による森林整備と体験活動の充実

①友好の森、後山整備事業の充実

- ・世田谷区民を対象に、川場の森林を始めとする自然に触れられる場を提供し、都会では体

験できないアウトドアを満喫してもらう。

- ・地権者の高齢化と木材価格の低迷により、森林に手を入れる機会が減少した。これにより森林の持つ治山、治水等の特性が失われるだけでなく、景観破壊や鳥獣の温床ともなる。区民と村民が協働して森を守り育てる活動の促進を図る。
- ・森林を守ること、里山を守るとは、結果的に下流域の環境を守るにつながるなど、流域連携を普及する役割も検討する。

②里山塾や里山自然学校等の充実

- ・里山のあるべき姿と里山の魅力の再発見を創出し、先人たちが築き上げてきた里山の環境を守り、育て、活用し、知恵と技の両立した活動を展開する。
- ・世田谷区の子どもと川場村の子どもがともに活動する中で、未来の交流・連携の予備軍が誕生する可能性がある。可能な限り多くの村の子どもを参画させるようにする。
- ・里山自然学校のプログラムは、川場らしさや川場ならではのテーマとして、ふるさと川場を創造するものとする。

（３）世田谷区との多岐にわたる交流

①村内企業と世田谷区内の企業との交流促進

- ・企業間の交流の場を設けて、新しいビジネスの場を模索する。
- ・企業の CSR（社会貢献）や CSV（共通価値の創出）活動と連携して企業のふるさとづくりを模索する。
- ・企業が川場村の生産物を積極的に活用するルートづくりを検討する。

②環境をテーマとした新たな交流事業展開

- ・世田谷区内の公園・道路・公共施設等の剪定枝を村内で処理し、チップ化するとともに、それらを燃料としてバイオマス発電とし、カーボンオフセットによる二酸化炭素削減を図る。
- ・村内で生産された木材を活用した建築材を世田谷区へ供給する。
- ・企業と連携した環境活動（カーボンオフセットやカーボンクレジット※）活動に取り組む
- ・企業の社員の健康維持や増進のためのセラピー環境の整備を検討する。

③スポーツ・文化交流の拡大

- ・2020年東京オリンピックの合宿地誘致等、村・区で協働して推進する。

④「第2のふるさと」として二地域居住の積極的な推進

- ・村及び区それぞれに居住地がある人の交流促進をする。
- ・滞在型農村体験施設の検討。
- ・企業のふるさと提携による社員家族の受け入れシステムの検討。

⑤農学の担い手としての区関係者の受入れ

- ・大学等の教育機関もしくは研究機関の受入れを検討する。（研究施設等の設置）
- ・中山間地域農学の拠点モデルとして、農学の多くの専門分野の専門家・学識者との連携協

同施設の設置を検討する。

⑥村・区との交流について

- ・ 今日まで交流が継続してきたことへの再確認や互いに交流に対する意識向上を促す事業、場の提供をする。
- ・ 交流 35 周年を記念して、21 世紀の都市と地方の連携による双方のブランド発展を目的としたブランド交流に関する縁組協定の締結を検討する。
- ・ 交流 40 周年を記念して新たな環境縁組の締結を検討する。
- ・ 世田谷区との交流事業を交流科学の視点から分析し、少子高齢化に向かう世田谷区との新たな交流の在り方について検討する。

10. 優良農産物の生産と販売戦略

現況と課題

本村において、農産物の大量生産は土地の規模から考えても厳しいため、「量より質」の生産・販売体制が求められ、平成17年からの米のブランド化（現：雪はたか）を皮切りに今日まで様々な農産物のブランド化に着手している。今後も、ブランド化への取組を強化し続けることはもとより、より安心安全な農産物の生産・販売につなげる取組が必要となる。その他、農産物以外にもブランド化を図れるものを探求することが必要である。

グローバル対応した社会的信頼性の高い地域農業ブランドの情報体系の構築を進めていく必要がある。TPPによる農作物の関税・規制の緩和策により、国内だけの基準では不十分となり、国際基準でのブランド力の構築が要求されてくる。

具体的な取り組みとしては、2015年度から施行される『地理的表示（GI）』がある。本制度は、シャンパーニュ地方の「シャンパーニュ」という地理的なブランドを、様々な日本の地域産品に与えていくという新しい制度である。地理的表示の取り組みは、国際的な流れであり、今後、日本の支援も得られる可能性が高い。川場村、あるいは範囲を広げて利根沼田広域圏での地理的表示の獲得、あるいは、地理的表示のコンセプトや理論の応用した独自のブランドシステムの開発を目指す。

また、地産地消、遊休農地の利活用についても取組の拡大が求められていくところである。さらに、高齢化が進む中で、農業後継者の育成を進めるとともに、農業や林業に関わる交流事業のインストラクターの育成も課題である。

（1）農産物の販路拡大

①新しい販売体制の構築

- ・販路拡大の形式変更（農産物などを持っていくのではなく、本村に出向いてもらう）を検討する。
- ・生産者の意識改革（川場ブランド・有機無農薬などの特別な農産物）を促す。
- ・ファーマーズマーケット販売との共存（川場ファンへの受注販売）を図り、世田谷区への販路確立も含めた施策の実施を検討する。
- ・農産物の CRS（computer reservations system）※を構築し、生産者・消費者間のパートナーシップを築くことで、栽培へのこだわりを持てるようにする。
- ・田園プラザだけではなく、個々の農家にもスポットが当たるようにする（希望者を対象に農家マップ等を作成）。
- ・新たな農産物と生産技術の開発とともに、利根沼田広域圏による農業生産の整備と販路拡大のあり方について検討する。

②小規模農家の経営確保

- ・生産情報の発信、情報共有のためのネットワークの構築（全ての生産者が情報共有できる

よう紙媒体も）を行う。

- ・農産物の栽培管理（流行野菜や消費者ニーズを把握したファーマーズマーケットの販売計画をもとに）を行う。
- ・産学官の連携による新たな農産物生産技術の開発と農産加工や食文化関連団体と連携した料理法を検討する。
- ・薬草・野草などの栽培技術と加工技術の開発を検討する。

（２）川場ブランドの確立

①既存農産物のブランド化

- ・村全体を農村ブランドとし、販売戦略（世界へPR）を構築し、外部評価を高め、本村へ出向いてもらえるようにする。
- ・新たなブランドの開発（農業の生産・加工・流通の連携など）を検討する。（差別化を図ることでブランド化の可能性を探る。）
- ・農産物の６次産業化、産・学・官の連携をより一層推進する。

②新しい地場産品の創出

- ・「川場地鶏」や「こんにやく」等、時代に即応した川場産農畜産物による商品開発が必要である。川場地鶏検討要因（くず米・米ぬかの有効活用、鶏肉系の特産品で料理の幅が広がる。）
- ・川場産農畜産物を使った製菓体験プログラムにより、新たなメニューを開発する。
- ・体験型農業の推進を図り、作付け体験や収穫体験、搾乳体験を新たな産業（交流産業・６次産業化）とする。これに付随して、グリーンツーリズム※・ファーマーツーリズム※の推進を図る。

③安全、安心な農産物の提供

- ・有機無農薬で栽培の差別化を図る。（消費者ニーズと生産者の価値観で対応可能）
- ・有機栽培の組合を作り、有機栽培の推進を図る。
- ・農産物の安全管理に関する認証を検討する。

④地産地消の拡大

- ・スタンプラリーの推進を図り、集客サポートから川場産メニュー開発で農政らしさをアピールにつなげる。
- ・上州地鶏の推進にあたり、ライスセンターから排出されたくず米等を飼料にするとともに、鶏糞を堆肥に混ぜるなど村内循環システムを構築し、生産面でも地産地消を推進する。
- ・食育の中で、伝統食の継承や地産地消の有用性を伝える。
- ・川場の農業生産物と生産量を把握するとともに、学校給食や公共施設、および宿泊施設において川場産農畜産物を利用するシステムを構築する。

⑤遊休農地の活用

- ・山ぎわの土地のオーナー制度の確立（土地が荒れる前に田舎暮らしを満喫したいオーナー

を募る)を図り、山ぎわ農地に合う作物の選定を行う。

- ・山ぎわの農地管理(山菜・薬草など)を徹底し、山と優良農地との距離を確保する。
- ・主に高齢者を活力とした葉っぱ産業の展開開始や新たな農作物(イチジク等)の栽培に着手する。
- ・遊休農地や空き家のデータを取集し、賃貸に関する関係を構築するシステムを構築する。

⑥グローバル対応した農産品、加工品のブランド戦略

- ・地理的表示(GI)※を検討する。
- ・農産品や加工品の外国語対応、外国文化対応した表現や工夫を検討する。
- ・利根沼田広域圏単位での地域農業のブランド化を図る。

⑦グローバル経済による地方経済への影響と適応:近い未来のTPPによる関税の変動とこんにやく農業における課題と対策

- ・TPPによる地域農業のグローバル化対応を検討する。
- ・TPPで最も大きなダメージが予想されるこんにやく農業の対策を検討する。
- ・より付加価値の高い有機農業への段階的移行を図る。

1 1. 農業の環境整備と田園回帰

現況と課題

全国的な課題となっている農業就業者・後継者の不足は、本村においても言えることであり、対策を今後一層強化することが求められる。村内のみで、就業者・後継者を確保することは難しい状況下であり、村外からも就業者を受け入れる体制づくりや大学や企業等との連携から耕作放棄地の増加を抑制する対策構築が必要となってくる。

また、農地や農業用水等の農業環境に対する持続的な改善策、保全策等を練り、人・物・自然にとってよりよい環境を整えていく。さらに、農業と環境を組み合わせた総合プロジェクトを検討するとともに、新たな交流・連携事業として位置づけ、農業・環境・健康を前面に打ち出した農業環境を整える。

このような川場村の体験型のプランを充実させることで、川場村の弱点である、日帰り観光客の課題を緩和できる可能性がある。農業を起点としたアピールポイントを充実させることで、川場村の魅力を際立たせ、観光産業の発展にも寄与できるものである。

(1) 担い手の育成

①新規就農者の受入、技術支援

- ・就農者受入育成支援の組織確立（東京農大との連携で学習の場）を検討し、季節ごとの農業体験で知識や技術を習得できる学校組織を作り、川場の農業存続と有機無農薬栽培など新たな挑戦も試みる。
- ・村外からも新規就農しやすいような環境を作る（住環境の整備）。
- ・インターンシップ等により、川場村での就農者を増やす。その場合、農業技術・技能指導者の登録制度を検討する。

②農業後継者への育成支援

- ・上記施策項目①の「就農者受入育成支援の組織」を活用する。
- ・補助金制度を継続的に活用する。
- ・農業就業体制を農業訓練者・農業見習い者（後継者）・農業実年者・農業指導者・農業技能後継者の面から検討し、農業の見える化を進める。

(2) 農地の保全

①農作業の請負

- ・ライスセンター事業により、稲作業の請負を充実する。
- ・農業実習の場を構築し、農業後継者などがインターンシップに関わる体制を検討する。
- ・農業実業者グループなどを編成し、請負農業を推進する。

②耕作放棄地の活用

- ・現状より耕作放棄地を増やさないように努める。
- ・山菜や薬草を栽培する。
- ・遊休農地の把握と賃貸斡旋体制を明確にし、新規就農者などをグループで受け入れるシステムを構築する。

③農地集約や情報提供

- ・中間管理機構事業を活用し、農地情報に関する機能を強化する。（農地貸借の広報など）
- ・農地の賃借状況を分かりやすくし、貸し手と借り手に情報を多く提供できるようにする。
- ・農地の集約化とともに農村景観整備にも考慮し、美しい村づくりに貢献する。

④農業用水の改善

- ・農業用水路マップを作成し、水の流れを明確にし、管理をしやすいとする。
- ・経常的に水路等の施設整備を行い、長寿命化に努める。
- ・用水路の各所にトンボやホタル、メダカが生息できる親水域を設けることを検討する。

⑤土地改良事業の推進

- ・既整備地区は小区画であり、水路等工作物の劣化が見受けられるため、農地の集約化も含め再整備し機械の大型化に対応できるようにする。
- ・優良農地で未整備な地区を整備し、併せて観光農園や体験農園を整備する。
- ・村全体の農地利用の実態を把握し、将来における土地利用のあり方について検討する。

（３）農業環境対策

①農業残さ等の総合処理方式の確立

- ・バイオマス発電と木材コンビナートを活用する。
- ・バイオマス発電を利用した農業用ハウスを設置し、冬期間においても生鮮野菜等の栽培ができるようにする。

②農地と住宅地の住み分け

- ・優良農地の保全（農業環境と住環境の保全）に努め、農振除外地域を住宅地に、農振地域は優良農地として保全することにより、住宅用地の提供（安価・農地との交換）を行う。

③地球温暖化への対策

- ・企業や大学と連携して研究し、将来温暖化に対応できるような農産物作り、害虫対策をする。
- ・農地の持つ多面的機能を保全する活動を推進する。

④農村景観整備対策

- ・美しい村づくりを進めるために、景観スポットの設定を検討する。
- ・美しい集落を構築するために見せる農家周辺整備、集落の空間整備などを検討する。

1 2. 観光業の活性化

現況と課題

本村が「農業＋観光」による施策展開を開始して30年余りが経過した。今日では、世間の道の駅ブームも手伝って、田園プラザが右肩上がりの集客機能を持ち、順調な経過をたどっている。

ただ、現状では田園プラザを村内の最終目的地として、田園プラザ以外はなかなか立ち寄らない来村者が多いことも事実であり、今後は来村者に村内全体を周遊してもらえるような事業の展開が必要である。

さらに、国内だけでなく海外にも目を向けた観光施策の展開についても検討していく。具体的には、川場村の多産業にわたるグローバル対応を推進するためには、日本の取り組み、方法論の延長線上には、グローバル化しかない。全く新しい取り組みが必要である。グローバル化を見据えた子ども及び社会人の教育プログラム・システムの必要性、観光産業システムとの連動など、大学等の協力・連携体制を強化する必要がある。

また、公共施設の利用状況等を調査し、今後とも必要かどうかの選別を行い、継続的なメンテナンスや処分を検討していく必要がある。さらに、観光事業は、自然志向型、滞在型、体験型などに区分されるが、本村の観光の基本理念を「ふるさと回帰」といったような、里山文化をゆっくり体験するような観光スタイルについて、その具体的なコンセプトもふまえて再検討する必要がある。

（1）既存の資源活用

①里山や公共施設の整備、活用

- ・自然豊かな里山の保全や老朽化が進んだ公共施設や使用頻度の低い施設の見直しを実施する。
- ・里山をふるさととするような場を各地区に創造し、村内周遊型のルートと体験施設の整備を検討する。
- ・公共施設の冷暖房や熱エネルギーを木質バイオマスエネルギーに転換し、エコ施設展開を検討する。

②地形や自然の素材を生かした遊び場・イベントづくり

- ・自然を生かした公園等の整備を実施し、老若男女問わず楽しむことが出来る場・イベントを提供する。
- ・それぞれの地区には特有の文化や芸能が存在することから、地区ごとに住民参加型の「○○の里」と言ったイメージ開発を行い、地域を巡るルート整備を検討する。

（2）田園プラザ事業の推進

①観光拠点としての強化

- ・既存施設の継続的な維持管理に努め、繁忙期の道路渋滞緩和につながる対策を構築する。

また、来園者を飽きさせない事業を展開する。

- ・観光拠点として発展していることから、さらなる環境拠点として、あるいは村内ガイド拠点として整備することを検討する。

②集荷、製造、販売機能の強化

- ・現行の機能を維持しつつ、新しい方法についても模索していく。
- ・観光拠点の村内分散展開と同時に、製造販売拠点についても検討する。

（３）国際観光への対応

①海外からの誘客を図る

- ・国際的な知名度向上のために、海外からの誘客方法を検討し、実行する。（例：中学生がお世話になっているスターバリーの方々等）
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける外遊外国人を本村（川場の里山文化）に誘導する仕組みについて検討する。

②海外への販売方法の検討

- ・海外に輸出できる商品の開発と販売方法を検討する。
- ・特産物を外国に販売する戦略を具体的に検討する。

③免税店の推進

- ・外国人の村内誘客促進を狙う。

（４）村内周遊施策の強化

①村内全体へ誘客

- ・村、観光協会、企業等が連携を図り、川場村に多くの観光客が訪れてもらえるよう、周遊ルート、体験事業を開拓し、誘客を図る。
- ・村内周遊ルート開発について検討する。

②セグウェイ※特区の推進

- ・村内周遊にセグウェイを活用し、公道でも通行可能とするための特区認定を受ける。

（５）名水等の活用

①川場の水（名水等）を活用した観光PR

- ・名水等を活用した観光PR方法（イベントの開催、商品開発等）を検討する。
- ・名水の利活用と販路について検討する。
- ・名水の特性や成分を、他の地域の名水と比較した上で、川場村の名水独自の強みを見出す。
具体的には、名水を様々な科学的な分析を行い、考察を加えることで、付加価値の根拠を整備する。

（６）温泉資源の活用

①温泉資源を活用した誘客

- ・新規温泉施設の設置や既存の温泉施設の改良によって、村内の温泉を活用した誘客方法を模索する。
- ・温泉の質や効能について明確にした PR を行うとともに、薬草や薬樹を活用した温泉施設についても検討する。
- ・木材を使用した温泉施設について検討する。

(7)地域観光および国際観光に関する事業開発

- ・雇用を生み出すための地域特性や環境、文化、産業等に関する情報体系化スキルと情報伝達スキルを習得するための地域の総合教育プログラム・システムの構築を図る。

(8)グローバル対応した地域観光に関する組織形態の構築

- ・川場村の DMC※の設立を検討する。
- ・DMC 方式による観光を起点にした地域産業の総合商社を目指す。

1 3. 情報ネットワークの充実

現況と課題

今日では、インターネットの普及により、情報発信・収集の方法が多様化し、情報社会は目まぐるしく変化している。ブログ※や Twitter※、今日代表的な SNS※である Facebook※等による情報ネットワークの構築は最たる例である。

役場の現状は、ホームページを用いた情報発信は行っているが、閲覧数が多くはないため、有効な情報発信手段とは言いがたい状況である。加えて、観光協会や村内観光施設、商業施設との連携がしっかり取れていないことによるタイムリーな情報提供が行えていない点も改善を検討しなければならない。

また、これまで村内における農工商業従事者が定期的に一堂に会して情報交換等行う場がなかったので、農工商業従事者が一体となった情報ネットワーク組織づくりを検討したい。そのためには、情報そのものの形式や質、方向性を大幅に変更して、『文章等情報そのものの高付加価値化』が必要となる。

（１）インターネットによる PR

①対外的な PR の見直し

- ・役場の各課が常に情報共有に意識を置き、タイムリーな話題提供を発信できるようにする。

②IT を活用した PR

- ・IT 分野は今後も目まぐるしく変化が生じることが考えられるので、後れを取らない対応が必要であり、スマートフォンアプリや SNS を活用した PR 活動の展開を模索する。

③情報ネットワークの整備

- ・産業別、暮らし別などの情報ネットワークを整備し、村民参加による情報の提供・共有サービスの構築を検討する。
- ・海外に適応した地域情報に関する HP を構築する。

（２）村内情報の充実

①観光セクションの連携

- ・観光協会との連携をより密にして、来村者に対し、タイムリーな情報提供を継続して行う。
- ・多様なセクションによる情報ネットワークを整備し、村民や交流村民などが参加しやすく、いつでも、誰でも、情報が得られるシステムを構築する。

（３）リピーターの確保

①川場ファンの獲得

- ・川場村を何度も訪れてもらえるように、観光業に携わる関係者に親切な対応・丁寧な観光

案内を心得てもらうよう勉強会等開催すると共にその方法を確立する。

- ・川場特別村民・交流村民など特定村民制度について検討する。

（４）農工商が一体となった組織づくり

①合同組織の設置

- ・農工商に従事する村民を一つの組織に所属させ一体化を図り、会議等への参加回数や事務量の減少へつなげる。また、一体化によりできる限り多くの村民が共通認識を持てるようにする。
- ・村が一体となって「川場ブランド」を売り出す。
- ・川場村における地域通貨などを整備し、一体となった商品販売システムを検討する。
- ・産官学連携の拠点になるような地域経済活性センター（仮称）設立を検討する。

1 4. 産業の育成

現況と課題

これまで、本村では村内の商工業者に対する支援策に手薄さがあったことは否めない。今後は、新規事業を考えている企業や起業を考えている方への補助を手厚くすることを検討する。

また、村内において就業を考えている方や起業を考えている方への受入れ態勢を整えておく必要がある。そのために、村内の空き家や遊休地あるいは遊休農業機械などの状況の確認等を進めておくことが求められる。それが新産業へつながることになる。

(1) 企業誘致

①資源活用型企業の誘致

- ・川場村の自然環境、景観に適し、なおかつ川場村の豊かな自然を PR できる企業の誘致活動を実施する。

②優遇措置制度の活用及び見直し

- ・川場村企業誘致奨励金交付条例を広く周知するとともに、必要があれば条例の内容を見直し、より活用しやすい内容に改正する。

(2) 商工業の育成や新産業の開発

①村内企業への支援充実

- ・補助金の交付や企業向けのセミナー等新規事業への支援を実施する。また、村内企業の求人情報提供の方法検討や村内で働く村外者への支援を充実させる。

②村内における起業支援

- ・村内で起業を考えている人たちへの支援を図る。
- ・支援制度を整備する。

③世代交代への支援

- ・村内企業における世代交代を円滑に進める仕組みを構築する。

④新産業の開発

- ・川場村 DMC の開発や地域経済活性教育、セミナー、合宿などの誘致を主に冬に取り入れることで、冬の観光集客対策にもつながる。

(3) 定住環境の整備

①UIJ ターン者の受入れ態勢の充実

- ・定期的に、村内の空き家状況及び空き家を提供できる家主を把握し、村内への転入希望者に案内できる体制を整えておく。

15. 心身共に健やかな生活

現況と課題

全国各地域において高齢化が進んでいる中で、本村も例外でなく、着実に高齢化が進んでいる。今日、高齢化が進むことによる医療や介護にかかる費用・心身への負担は増加傾向にあり、本村を取り巻く環境は今後より厳しくなっていくことが想定される。また、三大生活習慣病とされる「脳卒中」、「心臓病」、「がん」は早期発見によりそのリスクはだいぶ抑えられるようになってきてはいるものの、脅威な存在であることに変わりはない。

村民が健やかで、心豊かに活力ある生活が送れるように、自己啓発や健康管理への意識向上を図り、村が一体となって健康づくりを推進する必要がある。具体的には、川場村健康増進・食育推進計画に基づく施策展開をする。

また、今後川場村の村民が他の地域や世田谷区、大学等と連携・協力して地域振興を図っていくに当たり、生涯学習としての地域活性に関する活動に参加することで、広く村民に地域文化や環境を活かした活動、及び仕事等で長きにわたって活躍できる場を創出する。

（１）健康増進

①健診体制の整備

- ・個別検診や、若者の健診の導入等について検討する。
- ・各種健康診断受診率向上のために、助成を充実させる。
- ・自らできる健康づくりを検討する

②健康づくりの推進

- ・運動を通じた健康づくりを推進するため、運動施設等を充実させるなど、運動しやすい環境を整備し、体力向上を促す。
- ・日常から健康チェックを心がけ、かかりつけの医師を持つように促す。
- ・高齢者への健康増進施策の充実を図る。
- ・みんなでできる川場体操を検討する。

（２）食生活

①食育の推進

- ・食育推進計画に沿った形で実施し、教室等を通じ村民の食育に取り組む。
- ・栄養バランスを考慮した川場食（川場の食材と料理）の認定を検討する。

②郷土料理や伝統食など食文化を継承

- ・郷土料理講習会を継続して、郷土料理を普及する。
- ・食材の機能性とうまみのある食材と料理に関する研究会を検討する。

③食生活改善推進員の活動の強化

- ・食生活改善推進員の活動を通して、村民の健康増進と食育推進を図る。

- ・健康を考えた食生活を送れるように料理教室等で意識向上を図る。

（３）生涯学習

①人を大切にした生涯学習の推進

- ・生涯学習の基本理念である「いつでも・どこでも・だれでも」を踏まえた事業展開を推進し、活動の拠点づくりや、自主活動グループの育成を図る。

②芸術文化活動や交流の活性化と地域文化の振興

- ・芸術文化活動を通して地域の繋がりを深め、さらには自主的に定期的に講習会を開催するなどして後継者育成に努める。
- ・生涯学習のためのフィールドミュージアムの整備を検討する。

③職能訓練教育、地域経済活性教育、地域リーダー教育・研修の推進

- ・村民と村が一体となって村の活性化に取り組める方法を検討する。

16. 福祉事業の充実

現況と課題

近年、少子高齢化の進展、家族機能やライフスタイルの変化、地域相互扶助の希薄化など、福祉を取り巻く環境も大きく変わり、本村においても福祉に求められるニーズが多様化している。

また、地域には様々な生活課題を抱えた住民が生活している。すべての人々が自分らしく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援していくため、公的な福祉サービス等の充実とともに、地域における総合的な支援体制の構築が必要である。これからの社会は、村民一人ひとりが福祉への理解を深め、自分のできる範囲で福祉活動の実践に取り組むことが必要である。村民一人ひとりが日常から健康維持に留意し、医療費・介護給付費等の支出を抑えるように努めることも求められる。そして、元気な高齢者が活躍する場所や働く場所を確保し、生きがいを感じながら過ごせる村づくりをする必要がある。また、高齢者の楽しみの創造や、高齢者を大切にする子どもの意識向上のため、両者の交流をより促進することが望まれる。また、少子高齢化による独居老人世帯などについては、近隣による「声かけ見回り運動」など地域コミュニティによる介護のあり方について検討する必要がある。

障害者の日中活動の場が不足しているが、対象者数が少なく村単独で施策を行うことが困難であり、他の市町村との連携が求められる。

少子化やニーズの変化に伴い、幼稚園の利用者数が減少し、反対に保育所の利用者は増加しているため、新たな幼児教育の場を設けることが必要とされる。

(1) 福祉施策の充実

①福祉事業への支援

- ・新規福祉事業者の参入促進を図る。
- ・NPO やボランティア団体等への支援を充実させる。
- ・地区に見回り介護や声かけ介護などの仕組みを検討する。
- ・IT による見回り介護システムを検討する。
- ・障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を送れるように支援の充実を図る。
- ・様々な福祉事業を充実させるために、広域的な取組を含めて関係団体・機関と連携を図る。

(2) 高齢者の生きがい対策支援

①雇用の創出

- ・シルバー人材センターを設置し、働く場を設けることにより、公的な福祉サービスでは対応できない草むしりや除雪等の支援をしてもらう。
- ・元気な高齢者の活躍の場として、交流事業における役割と位置づけを検討する。

（３）各施設の在り方を考察

①子育て環境の整備

- ・幼稚園、保育所の一元化を図り、認定こども園[※]への移行を支援する。
- ・子育て支援や子育て体験など子育て支援センターの設置について検討する。
- ・川場村の実情に合わせた子育て支援システムについて検討する。

②高齢者と子どもたちの交流

- ・子どもと高齢者との交流を積極的に深められる機会を設け、子どもたちの高齢者を大切に思う意識を向上させる。

（４）人口減少の抑制

①子育て支援のより一層の充実

- ・「子ども・子育て支援事業計画」に則った子どものための環境を整備する。
- ・川場村独自の支援・施策の展開を検討する。
- ・子育て世代の親が安心して生活できる体制づくりに努める。

17. 道路網の整備・維持管理

現況と課題

主要交通手段が自動車である本村においては、道路の定期的なメンテナンスは必要不可欠である。また、村道、県道共により安全かつ便利な整備を進めることは、国土強靱化を図る上からも必要である。中でも、今後完成予定である村道谷地生品線及び村道生品原田線は、村民にとって利便性の高い道路となるだけでなく、村が取り組む施策に大きな影響をもたらすことが考えられるため、しっかりとした対処が求められる。

(1) 主要幹線道の整備

①歩道の設置や危険箇所の改善

- ・ 県道の歩道未設置区間の整備と危険箇所の改善を県に強く要望する。
- ・ 村道も歩道整備を充実する。
- ・ 災害時に避難する道路のシミュレーションについて検討する。

②主要村道の改良整備

- ・ 村道谷地生品線の拡幅工事と橋梁工事で将来の基幹道路の整備をする。
- ・ 村道生品原田線の拡幅を検討する。
- ・ 村民の生活用道路を確保する。

③ボランティア活動の育成

- ・ ボランティア活動(道路や歩道の除草・除雪等)を通じて地域コミュニティの充実を図る。

18. 上下水道の整備・維持管理

現況と課題

本村においては、飲用水の安定供給に引き続き努めるとともに、有事の際の適切な対処が行えるように準備をしておく。

（１）飲用水の安定供給

①需用者のニーズに合った水の供給

- ・安全な水の安定供給を継続する。
- ・施設の長寿命化対策により臨時的経費を抑制する。

②民間委託の推進、施設の適正管理

- ・水道事業の適正管理で安定した飲料水供給（災害時でも適正管理できるよう民間委託方式検討）を図る。

（２）次世代へつなぐ美しい水

①下水道の加入促進

- ・下水道整備区域内の加入率 100%を目標とする。
- ・施設の長寿命化対策により臨時的経費を抑制する。

②浄化槽設置の促進

- ・下水道整備区域外の補助金制度を活用した合併浄化槽設置を推進する。

③生活排水の自己管理

- ・住宅敷地内の排水処理の適正化（下水道・浄化槽の有効活用）を図る。

19. ふれあい河川の整備

現況と課題

本村にある清流公園は、村内外の人たちから格好の川遊びの場として親しまれている。ただ、川遊びのシーズンとなる夏場は清流公園内にごみが点々と捨てられてしまっているケースがしばしば見受けられ、しっかりしたごみ捨て場の整備が求められる。また、公園内にはヤブ化している場所もあり、清潔感に欠けるため、草刈り等の定期的な清掃が必要である。

さらに、訪れた人をより楽しませるために遊具等の設置についても検討する必要がある。

(1) 多目的機能を持った自然の川を蘇らせる

①水辺の楽校プロジェクト等の活用

- ・整備された河川を有効活用する。(川とのふれあい体験活動の充実等)
- ・清流公園の施設整備を検討する。(川とふれあえる施設・・・ウォータースライダーで川へ。管理棟や売店、トイレ整備等)
- ・清流公園周辺の道路整備や水辺公園としての整備、公園の汚泥処理や清掃をし、美化を推進する。
- ・子どもたちが手軽に水遊び(魚釣り等)をできるように河川の整備を実施する。
- ・清流の昆虫や川虫が生育できる環境に整備する。

②活動を支援するソフト整備

- ・川の除草等でふれあえる場を提供する。
- ・川と親しむイベントの開催やラブリバー活動を実施する。
- ・川に関連した交流事業を検討する。
- ・住民参加による生物多様性の保全エリアを整備する。

20. 教育の充実

現況と課題

日本人口減少に端を発する少子高齢化、高度情報化、厳しい経済情勢による格差を背景に、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、子どもたちの学力、学習意欲や規範意識、体力等運動機能の向上などに関する課題が山積している。こうした情勢の中、個々の課題について適切な対応をするとともに、幼稚園、小学校、中学校の統廃合や教育施設の存在意義などを検討する総合教育会議を設置して、行政と一体となった教育の充実を目指す。また、21世紀の環境問題を鑑み、子どもからお年寄りまでの成長を見据え、学校、家庭、地域が垣根を越えた連携や情報の共有など、社会を挙げて教育に取り組むことが重要となり、教育全般に渡る総合的な教育を進める。

加えて、今後も川場村が自主自立で地域ブランド及び産業を維持・発展させていくためにも、次世代の地域を担う子どもたちに地域活性化に関する教育や能力開発の機会を導入、促進することにより、利根沼田の周辺地域や世田谷区との連携をはじめ下流域の自治体や教育機関との連携、そして、利根沼田を超えた産官学連携のための基本的な能力を有する人材の養成を図る必要がある。

(1) 就学前教育の充実

①子育て支援の強化

- ・保護者や関係各課、小学校との連携を密にすることにより、子育てや保育に係る不安の解消など、子育て支援の充実を図る。

②質の高い幼児教育の提供

- ・幼稚園や保育所、小・中学校、行政が連携してよりよい教育環境を整備する。
- ・幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ「認定こども園」を創設し、質の高い教育・保育の提供を行う。

③情報の共有化

- ・すべての子どもたちが健やかでいきいきと成長できるよう、関係する機関が情報を共有する。

(2) 学校教育の充実

①小中一貫教育の推進

- ・法律の改正を踏まえ、川場村に適する小中一貫教育のあり方を検討する。

②世田谷区との交流の充実

- ・文化・スポーツ面での交流を拡充するなど、姉妹校交流のより一層の充実を図るとともに移動教室との連携を進めることにより、広い視野をもった人間性豊かな子どもを育成する。

③中学生国際交流事業の充実

- ・今後、地元中学校との交流を含め、多様な国際交流事業の内容を検討する。
- ・現行の国際交流についてアンケートの実施等により、事業の評価を行い、事業の一層の充実を図る。

④地域のボランティアを活用した支援体制の整備

- ・各学校園が把握しているボランティア指導者を集約し、新たな指導者バンクを構築することにより、地域が一丸となって子どもたちを育てていく環境を整備する。
- ・「おもいっきり体験隊」や「チャレンジウィーク」の拡充・充実を図る。

⑤給食の充実

- ・村内農家の協力体制の確立を図ることにより、給食の食材について地産地消を推進する。

（３）社会教育の充実

①学習環境の整備

- ・いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる学習環境を整備し、ニーズに応じた学習機会の提供に努める。
- ・空き教室や施設等を活用し、子育て世代。子どもたち、高齢者などどの世代も自由に集まり、学習できる場を設置する。

②スポーツ環境の整備

- ・いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しめる環境の整備と機会の提供に努める。

③伝統文化の継承と豊かな人権文化の構築

- ・川場村誌編纂事業により、伝統文化や文化財の保護・継承に努めるとともに、差別や偏見のない明るい家庭や職場を支える豊かな人権文化を築く。

④地域活性化に関する基礎的な教育・能力開発プログラムの導入

- ・村の活性化に対する子どもの意識の向上を図り、大人と共に村づくりに参加できるような取組を検討する。
- ・川場の自然や文化を活かした環境教育の推進について検討する。

⑤文化財等の保全

- ・川場村に存在する豊かな自然的・社会的な文化財を適正に記録し、保全するとともに、地域理解教育を充実する。

（４）教育施設の充実

①教育施設の見直し

- ・「認定こども園」創設後の幼稚園舎の活用のあり方や、「図書館」の新設等、村民のニーズに合った施設の有効活用のあり方について検討する。
- ・時代に即した学習機器を導入し、教育活動での有効活用を図る。

②学校施設の改修

- ・計画に基づき施設の改修を行い、将来を見据えた施設の有効活用を検討する。

2 1. 文化の保存・継承

現況と課題

本村における現行の村誌は、発刊されてから 50 年以上が経過しているため、新刊の作成が求められており、平成 26 年度より村誌編纂室を立ち上げた。およそ 5 年間かけて、平成 31 年を目標に新村誌の発刊を目指す。

本村が持つ文化的要素として、郷土文化や史跡、構造物等有形無形を問わず、貴重な郷土芸能や文化財が残っている。ただ、郷土芸能については、演者の高年齢化の進行や後継者不足、文化財についてもあまり関心が寄せられず、適切な保存がなされていないといった課題がある。新村誌編纂を機に、見直していく必要がある。

(1) 村誌の編纂

①新村誌の編纂事業推進

- ・資料館事業や文化財保護事業とも連携をして資料収集、調査、村内外への周知を行う。
- ・歴史講座などの文化講演会を検討する。

②川場の伝承や民話について調査

(2) 郷土文化の保存・継承

①後継者の育成

- ・郷土芸能、伝統工芸、地域のお祭り等について、周知及び体験する機会を広め、保存継承を推進する。
- ・民俗史料や芸能あるいは民話などを収集し、資料館の充実を図る。

(3) 史跡、文化的構造物などの保存

①写真集などの作成

- ・村誌編纂と併せ、まだ記録されていない資料をまとめるプロジェクトを進める。

②史跡の保護と文化ゾーンの整備

- ・史跡の保護を行い、遊歩道を整備する。また、愛宕山周辺を文化ゾーンとして整備を行う。
- ・古墳、城跡、古道等の整備及び活用を図る。
- ・史跡案内板や HP 等を活用して広く広報する。

③文化施設の整備

- ・既存図書館を利便性の高い施設に変革する。
- ・美術館の設置を検討する。
- ・公文書や古文書の保存、整備、活用を図るべく歴史文書館の整備を検討する。

（４）郷土の偉人

①郷土の偉人の再認識

- ・資料収集を継続的に実施し、村内外へ周知する。
- ・専門別に川場偉人登録制度（農業、林業、文化芸能、民芸、料理、漬け物、狩猟など）を検討する。

用語解説

・道州制←P 2

道州制（どうしゅうせい）とは、行政区画として道と州を置く地方行政制度である。北海道以外の地域に複数の州を設置し、それらの道州に現在の都道府県より高い行政権を与える構想を指す。

・ライスセンター←P 5

もみの荷受から乾燥・もみすり・選別・出荷という 4 段階に行う収穫施設のこと。

・ブランド化←P 6

付加価値を生み出すことで価格を高く設定することが可能になることや購買の反復、あるいは組織内での方向性の統一を図ることが可能となること。

・ 6 次産業←P 6

農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。

・パブリックコメント←P17

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。

・ Wi-Fi←P18

無線 LAN の規格のひとつで、Wi-Fi Alliance（米国に本拠を置く業界団体）によって、国際標準規格である IEEE 802.11*規格を使用したデバイス間の相互接続が認められたことを示す名称である。

※IEEE により策定された、広く普及している無線 LAN 関連規格の一つである。無線局免許不要で使えるものも多い。IEEE（アイ・トリプル・イー、英: The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.）は、アメリカ合衆国に本部を持つ電気工学・電子工学技術の学会である。

・ LED←P18

発光ダイオード（はっこうダイオード、英: light emitting diode: LED）はダイオードの

一種で、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のことである。

・ **子供議会←P19**

子ども議会（こどもぎかい）は小学校等の児童や中学校、高等学校等の生徒を対象にして行なわれる地方公共団体の模擬議会のことである。

・ **LCA（Life Cycle Assessment：ライフサイクルアセスメント）←P20**

製品やサービスに対する、環境影響評価の手法のこと。

「環境アセスメント」では、主に大規模開発等による環境への影響を予め評価することを目的とするが、「ライフサイクルアセスメント」では、主に個別の商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにし、その改善策をステークホルダーと共に議論し検討する。また、このような環境負荷の少ない商品の開発や設計については特に、『環境配慮設計』と呼ばれ、「環境工学」の一分野にもなっている。

また、代替製品や新製品の環境負荷を、既存の製品と比較し、より環境負荷の少ない製品、サービスへの切り替えを行う意思決定のツールでもある。近年では、カーボンフットプリントなど「環境負荷の見える化」のための指標を計算するためのツールとしても用いられている。

・ **CLT（Cross laminated timber）←P24**

ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルを示す用語である。

CLTは1995年頃からオーストリアを中心として発展してきた新しい木質構造用材料で、現在では、オーストリアだけでなくヨーロッパ各国でも様々な建築物に利用されており、また、カナダやアメリカでも規格作りが行われるなど、CLTの利用は近年になり各国で急速な伸びを見せている。

・ **カーボンオフセット←P26**

人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称である。

日本では、2008年に環境省が「我が国におけるカーボンオフセットのあり方について（指針）」を公表している。

・ **遊休農地←P27**

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことである。

・カーボンクレジット←P30

先進国間で取引可能な温室効果ガスの排出削減量証明のこと。「排出枠」、または単に「クレジット」ということもある。

地球温暖化防止のため、先進国は京都議定書に基づいて、CO² の排出量上限を決めているが、自国の排出削減努力だけで削減しきれない分について、排出枠に満たない国の排出量を取引することができる。この排出量を企業間や国際間で流通するときに、クレジットとして取り扱われ、その取引単位は、1t・CO²。

・CRS (computer reservations system) ←P32

元々は、航空機などの座席を予約するためのコンピュータシステムのことであるが、農産物の取扱への応用を検討する。

・グリーンツーリズム←P33

都市居住者などが農場や農村で休暇・余暇を過ごすことで、「農村民泊」などとほぼ同義である。地域行政ではアグリツーリズムによって都市と農村が交流し、地域振興が図られる。

・ファーマーツーリズム←P33

野菜等の生産農家を実際に訪れて、直接農家に利益還元を行うツアー形態のこと。

・地理的表示 (GI : Geographical Indication) ←P34

ある商品の品質や評価が、その地理的原産地に由来する場合に、その商品の原産地を特定する表示である。条約や法令により、知的財産権のひとつとして保護される。

・セグウェイ←P38

アメリカの発明家ディーン・ケーメンを中心に開発され、Segway Inc. から発売されている電動立ち乗り二輪車のことである。

・DMC (Destination Management Company) ←P39

地域の知恵、専門性、資源を所有し、イベント、アクティビティー、輸送、運送計画のデザイン、提案に特化したプロフェッショナルなサービスを提供する企業のこと。

・ブログ←P40

狭義には World Wide Web 上のウェブページの URL とともに覚え書きや論評などを加えログ (記録) しているウェブサイトの一種である。「Web を Log する」という意味で Weblog (ウェブログ) と名付けられ、それが略されて Blog (ブログ) と呼ばれるようになった。

・ Twitter←P40

140 文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービスで、Twitter 社によって提供されている。「ミニブログ」、「マイクロブログ」といったカテゴリーに分類される。

ゆるいつながりが発生し、広い意味でのソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の 1 つといわれることもあるが、Twitter 社自身は、「社会的な要素を備えたコミュニケーションネットワーク」と規定し、SNS ではないとしている。

・ SNS (social networking service) ←P40

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことである。

・ Facebook←P40

Facebook, Inc.が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) である。「FB」と略されることもある。Facebook という名前は、アメリカ合衆国の一部の大学が学生間の交流を促すために入学した年に提供している本の通称である「Face book」に由来している。

2004 年にアメリカ合衆国の学生向けにサービスを開始した。当初は学生のみに限定していたが、2006 年 9 月 26 日以降は一般にも開放された。日本語版は 2008 年に公開。13 歳以上であれば無料で参加できる。実名登録制となっており、個人情報の登録も必要となっている。

・ 認定こども園←P46

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設である。